六十九　医師の派遣に要する経費があること。［削る］	他の地方公共団体等が経営する病院に対する医師の派遣に要する経費として総務大臣が調査した額又は当該派遣の日数として総務大臣が調査した数に三二、〇〇〇円を乗じて得た額のいずれか少ない額に〇・六を乗じて得た額とする。

二　次に掲げる額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

イ　当該年度において基準財政収入額が基準財政需要額を超える額

ロ　次の算式によって算定した額

算式

（A－B×0.01）×0.15

算式の符号

A　前年度の10月１日から当該年度の９月30日までの間に開催された競馬、競輪等の公営競技に係る収益金の額

B　当該年度の基準財政需要額

ハ　道府県の区域内の市町村について第三条第一項第二号の表第二号の規定（福祉事務所を設置して生活保護に関する事務を行う町村又は当該年度の四月二日から同年度の三月三十一日までの間において福祉事務所を設置することにより生活保護に関する事務を行うこととなつた町村が、当該年度の四月二日から同年度の三月三十一日までの間において市となつた場合を除く。）により算定した額

ニ　期末手当及び勤勉手当の支給にあたつて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）に規定する期末手当若しくは勤勉手当の支給割合を超える支給割合を用い、又は期末手当若しくは勤勉手当の基礎額について同法に規定する方法と著しく異なる方法による加算措置を行つている道府県について、同法に規定する期末手当及び勤勉手当の支給割合並びに当該道府県の期末手当及び勤勉手当の基礎額から当該加算措置に係る額を控除して得た基礎額により計算して得た額の総額を超えて支給された期末手当及び勤勉手当（実質的にこれらに相当する給付を含む。）の額（以下「超過支給額」という。）で前年度までの特別交付税の額の算定の基礎に算入されなかつた超過支給額を基礎として算定した額

ホ　道府県の区域内の市町村について第三条第一項第二号の表第五号の規定により算定した額

ヘ　道府県の区域内の市町村について第三条第一項第二号の表第八号の規定により算定した額

ト　道府県の区域内の市町村について第三条第一項第二号の表第十号の規定により算定した額

七十一　医師の派遣に要する経費 七十二　遠隔医療システムの導入に要する経費があること。	他の地方公共団体等が経営する病院に対する医師の派遣に要する経費として総務大臣が調査した額又は当該派遣の日数として総務大臣が調査した数に三九、〇〇〇円を乗じて得た額のいずれか少ない額に〇・六を乗じて得た額とする。 道府県等が運営する病院における遠隔医療システムの導入に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・六を乗じて得た額とする。

二　次に掲げる額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

イ　当該年度において基準財政収入額が基準財政需要額を超える額

ロ　次の算式によって算定した額

算式

（A－B×0.01）×0.15

算式の符号

A　前年度の10月１日から当該年度の９月30日までの間に開催された競馬、競輪等の公営競技に係る収益金の額

B　当該年度の基準財政需要額

ハ　道府県の区域内の市町村について第三条第一項第二号の表第二号の規定（福祉事務所を設置して生活保護に関する事務を行う町村又は当該年度の四月二日から同年度の三月三十一日までの間において福祉事務所を設置することにより生活保護に関する事務を行うこととなつた町村が、当該年度の四月二日から同年度の三月三十一日までの間において市となつた場合を除く。）により算定した額

ニ　期末手当及び勤勉手当の支給にあたつて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）に規定する期末手当若しくは勤勉手当の支給割合を超える支給割合を用い、又は期末手当若しくは勤勉手当の基礎額について同法に規定する方法と著しく異なる方法による加算措置を行つている道府県について、同法に規定する期末手当及び勤勉手当の支給割合並びに当該道府県の期末手当及び勤勉手当の基礎額から当該加算措置に係る額を控除して得た基礎額により計算して得た額の総額を超えて支給された期末手当及び勤勉手当（実質的にこれらに相当する給付を含む。）の額（以下「超過支給額」という。）で前年度までの特別交付税の額の算定の基礎に算入されなかつた超過支給額を基礎として算定した額

ホ　道府県の区域内の市町村について第三条第一項第二号の表第五号の規定により算定した額

ヘ　道府県の区域内の市町村について第三条第一項第二号の表第八号の規定により算定した額

ト　道府県の区域内の市町村について第三条第一項第二号の表第十号の規定により算定した額